

刈谷市魅力ある個店創出支援補助金

令和5年4月1日現在

概要

魅力ある個店の増加及びにぎわいの創出により市内の商業の活性化を図るため、新たな挑戦や創意工夫を加えた取組に必要な経費の一部を補助します。

※予算がなくなり次第、受付を終了します。

対象事業者

次のいずれにも該当する者であること。

- ①市内に本店又は主たる事業所があり、市内の店舗で現に小売・サービス業を行う中小企業者。
- ②刈谷商工会議所による経営の支援を受けている者。
- ③風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律の規定により許可又は届出を要する事業を行う者でないこと。
- ④代表者及び従業者が暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者でないこと。
- ⑤市税を滞納していないこと。

対象事業

店舗の魅力向上のために補助対象事業者が市内の事業所において行う次の事業とする。

- ①新たな商品、サービスを提供することにより既存事業とは異なる事業に転換、参入する事業
- ②既存事業における経営上の課題を解決する事業

《以下の事業は対象外》

- ・風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律の規定により許可又は届出を要する事業
- ・中小小売商業振興法の第11条第1項に規定する特定連鎖化事業その他これに類する事業に加盟して行う事業
- ・国、愛知県その他の機関から同様の趣旨の補助金等の交付を受けて行う事業

対象経費

補助対象経費は、補助対象事業に要する費用のうち、次のものとする。(消費税及び地方消費税相当額を除き、認定を受けた日から起算して6月以内のものに限る。)

- ①店舗改装費(50万円未満のものを除く。)
- ②設備の処分又は備品の購入に要する費用
- ③材料、消耗品等の新たな商品又はサービスの開発に必要な物品の購入に要する費用
- ④ECサイト(電子商取引を行うウェブサイトをいう。)の作成に要する費用
- ⑤ウェブサイト、広告等の作成に要する費用
- ⑥アドバイザーの派遣又は市場調査に要する費用
- ⑦その他市長が適当と認める費用

《以下の経費は対象外》

- ・汎用性が高く、補助対象事業以外の目的で使用可能な物品等(使用の目的が補助対象事業に要するものと明確に区分できるものを除く。)に係る費用
- ・国、県または市の他の補助金等の交付を受けている物品等に係る費用

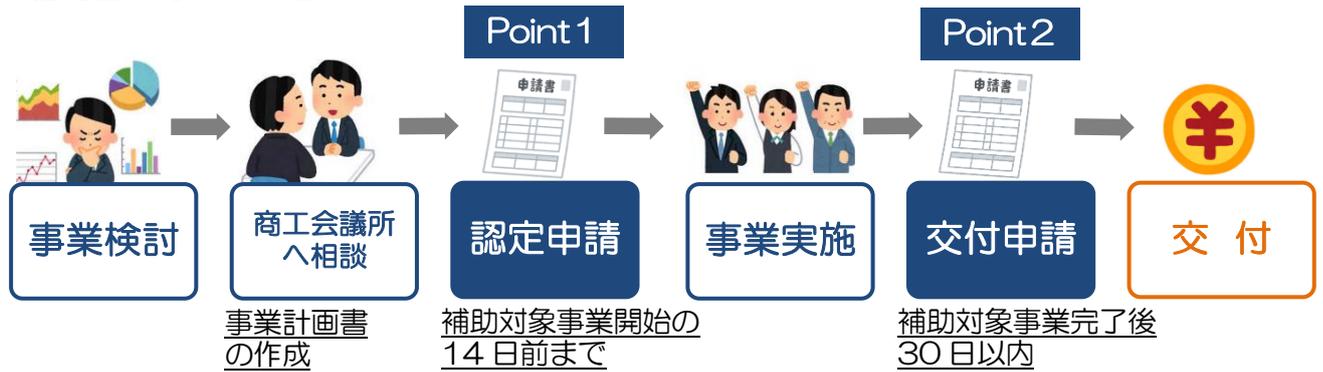
補助金額

補助金額	上限額	
補助対象経費の合計額に 2分の1を乗じて得た額	店舗改装費を含む場合	50万円
	店舗改装費を含まない場合	25万円

※1円未満の端数は切り捨て

※補助金の交付は、同一の補助対象事業者につき1回まで

◀ 補助金交付までの流れ ▶



※補助金交付後は実態調査とあわせて、市HP・SNS等掲載の取材にご協力いただく場合があります。

Point 1 認定申請

所定の認定申請書（市HPからダウンロード可）を補助対象事業に着手する日の14日前までに、次に掲げる書類を添えて刈谷市役所商工業振興課まで提出してください。

- ①事業計画書（刈谷商工会議所の認定がされたもの）
- ②法人：登記事項証明書（認定申請書を提出する日前3月以内に発行）、
個人：直近の確定申告書の写し等の既存事業の内容が確認できる書類
- ③その他市長が必要と認める書類

※認定後、当該事業を廃止した場合は、事業廃止届（市HPからダウンロード可）を刈谷市役所商工業振興課まで提出してください。

Point 2 交付申請

認定を受けた者は、補助対象事業の完了の日から30日以内に、所定の交付申請書（市HPからダウンロード可）を次に掲げる書類を添えて刈谷市役所商工業振興課まで提出してください。

- ①補助対象事業の実施が確認できる書類等
- ②補助対象経費の支払を証する書類の写し
（補助対象事業に係る経費として明確に区分でき、金額が確認できるもの）
- ③その他市長が必要と認める書類

◀ 補助対象事業の具体例 ▶

○ 洋菓子販売をしているが、「飲食スペースがほしい」という顧客のニーズに応えるため、店内空きスペースの改装と屋外にウッドデッキを設置し、顧客満足度向上を図る。

【想定される補助対象経費】

店舗改装工事費、椅子や机等の備品購入費、ドリンクメニューやチラシ等の作成費

○ こだわり食材を使った新メニューを開発。真空パック機を導入して、ECサイトでオンライン販売を開始することで店舗の認知度向上を図り、来店者数の増加を狙う。

【想定される補助対象経費】

真空パック材料費、真空パック機購入費、ECサイト作成費、チラシ等の作成費

✖ 【補助対象にならない例】

- ・老朽化に伴う設備更新のみ
- ・アドバイザー派遣にとどまりその後の取組がない
- ・業務効率化等の課題解決のみで店舗の魅力向上に繋がらないようなもの

※対象となるか不安な場合は、事前に刈谷市役所商工業振興課までご相談ください。

問合せ先 刈谷市役所 商工業振興課 電話0566-62-1016